

少年保護事件における 誤判と少年の救済

太田幸四郎

1 はじめに

昭和50年5月の「白鳥決定」により¹⁾、刑事裁判における再審は、国家の権威を守るための制度から人権擁護を主眼とする制度へと、望ましい転換を遂げた。再審の門戸は死刑事件にまで広げられ、再審公判において相次いで無罪が確定した²⁾。どのように精緻な手続が用意されていようとも裁判における誤判は不可避である³⁾。それ故、冤罪に苦しむ人々の救済＝人権侵害を排除するための制度は不可欠である。そのための制度が再審であり、それは人権にとって最後の砦である。その門は何人のためにも開かれていなければならぬ。したがって、近時における刑事再審の運用は、制度本来の趣旨に沿うものとして、肯認すべきであろう。

徹底した捜査、公開法廷での厳格な証拠法則に基づく事実の認定、起訴状一本主義、広い上訴等が保障される刑事事件においてもなお、誤判が避けられないとして、刑事訴訟法は再審を用意する。これに対し、拙速な捜査が指摘され⁴⁾、一件記録が審判開始前に裁判所に提示され、非公開の法廷で、単独裁判官による職権主義の審判手続が進行し、上訴も制約される少年保護事件における誤判の可能性は刑事事件に勝るといえども劣ることはないとい得よう。それにもかかわらず少年法制は再審制度を欠く。

いうまでもなく、誤判は最も重大な人権侵害であり、絶対に生じてはなら

ない事態である。しかし、誤判を完全になくすことは不可能である。それ故、誤判防止のため、可能な限りの制度的保障が要請される一方、万一にも誤判が生じた場合の救済措置が講じられていなければならない。刑事裁判に比較して少年審判における誤判の可能性が大きいとすれば⁵⁾、その防止措置ならびに救済方法の明定は不可欠である。それにもかかわらず少年法制がそれらのいずれに対しても不十分なままにとどまっているのはいかなる理由に基づくのであろうか。その理由を探ることが本稿の第一の目的である。

少年法は、少年の「健全育成」を期するため、非行のある少年に対する一定の保護処分を認めている。法制上は、犯罪者の烙印を避け、保護処分を受けた少年の将来に不利益を来さないよう配慮している。しかし、保護処分そのものが少年の自由を制約し、親権者等の監護権を制約する不利益処分である。また、保護処分は、法理念はともかく、現実の社会的評価において、刑事処分と同視されがちである。それ故、少年保護事件においても誤って保護処分に付された少年の救済措置を欠くことはできない。しかし、わが国の少年法制は再審による誤判救済の規定を欠く。そこで、従来、実務の運用上、少年法第27条の2第1項を「再審」的に解釈し、誤判状況にある少年の救済を図って来た。したがって、次に、同項の意義およびその刑事再審との関係を考えてみる必要がある。

誤判の防止は単に少年保護事件にとどまらず、全ての裁判について常に心掛けておくべき課題である。特に、少年審判においては、保護の理念を全うするためにも「誤判」は絶対に避けねばならない。それ故、第三に少年保護事件における「誤判」の防止策について考えておくことにしたい。

〔注〕

- 1) 昭和50年5月20日最高裁判所第一小法廷決定・刑集29巻5号・177頁。
- 2) 免田事件・昭和58年7月15日熊本地方裁判所八代支部判決・判例時報1090号・21頁、財田川事件・昭和59年3月12日高松地方裁判所判決・判例時報1107号・13頁、松山事件・昭和59年7月11日仙台地方裁判所判決・判例時報1127号・34頁。

- 3) 上記の状況をふまえ、昭和59年6月14日全国高裁長官地・家裁所長会同において、最高裁判所長官は「裁判に携わる者として職責の重大性を再認識し、絶えず研さん修養につとめて、的確な事実認定と適切な法律判断に一層の努力を傾けなければならぬ」と訓示し、冤罪を生まないよう、裁判官の自覚を促した。
- 4) 所一彦「少年事件」現代法5・現代の裁判・昭和45年・297頁、和田忠義「少年審判の運営について」法律時報46巻4号・昭和49年・122頁、法律セミナー増刊少年非行・昭和59年にも多くの実例があげられている。
- 5) しかも、「善意のうちに人権が侵害される可能性は、刑事裁判におけるよりも多いといわなければならない」（菊池信男「少年保護事件における“再審”」家庭裁判所月報14巻3号・昭和37年）ところに少年審判における誤判問題解決の難しさがあるといえよう。

2 少年法制における再審規定の 欠如と少年の救済

少年法制は、一方に衡平法に起源を有し、パレンス・パトリエ（*Parens Patriae*）を指導理念とする流れと、他方に近代刑事法学の理論的成果としての処遇の多様化より生じた、少年に対する特別措置の承認との二大潮流により、形成・発展を遂げて来た。前者は、国家の有する後見的役割を重視し、司法に要求される手続の厳格性を避け、可塑性に富む少年の全人格を対象とするのにふさわしい非形式的な審判手続の構造を特徴とする。これに対し、後者は、司法に対する本質的要請である手続的公正さを重視し、審判手続においては、福祉的・後見的機能を司法的機能の背後に退かせる。

「刑事法的なものとは後見的なものとの結合、司法的機能と児童福祉的な機能との結合した」法制であり、「その中心をなすものは、処遇並びに手続の個別化と社会化を内容とするもの、いわゆる『個別化され社会化された司法』である」¹⁾とされるわが国の現行少年法は、いうまでもなく、前者の理念に立脚する。すなわち、現行少年法は、旧少年法とは異なり、少年保護の中核機関としての家庭裁判所の役割を重視し、その司法機関としての公正中

立さに期待する一方で、国家の福祉的・後見的役割を重視し、窮極の目的である「少年の健全育成」のため、個別化され社会化された手続にふさわしく、非形式的手続構造を採用し、職権主義の下で審判手続は進行する。また、少年の情操を考慮して、手続は非公開である。上記の点が現行少年法の手続的特徴であるが、それらは同時に、「誤判」の生ずる原因でもある。すなわち、手続の非形式性は、場合によっては、慎重な審理への配慮を欠き、誤判の生ずる要因となる。また、職権主義の審判手続は、一方で、「個別化され社会化された司法」を効率的に運用することを可能にする。しかし、他方で、効率性の追求が慎重な審理を凌駕し、捜査機関から送付された一件記録の検討を怠る場合には、誤判の可能性はより増幅されよう²⁾。さらに、審判手続の非公開は審判の密室化をもたらし、少年の健全育成を名目に、誤った事実認定を惹起する恐れなしとしない。

上記のように、少年保護事件の審判手続は、刑事訴訟に比べ、「誤判」を生じやすい構造を有しているといえる。それにもかかわらず現行少年法は再審の制度的保障を欠くのである。その理由としては第一に、「保護」が「誤判」を上まわる利益を少年にもたらすものと考えたことをあげることができよう。それ故に、一定の誤判の発生を予測しながらも、再審規定を用意しなかったのである。すなわち、一方で、審判手続は後見的・福祉的理念に基づいてなされることから、一つ一つの手続段階が少年にとって利益だとされるのである³⁾。それ故、審判過程における誤りが少年にとって大きな不利益を生むことはないと考えられる。他方で、保護処分も少年の健全育成を目的として課されるのであり、それは少年にとって不利益処分ではないと考えられる。これらの点から、少年保護事件における「誤判」は、もし存在したとしても、少年に不利益をもたらす要因とはならないものと考えられたのであろう。しかし、このような考え方は正当とはいえないであろう。第一に、保護処分は少年の人権に対する重大な制約であり、それは少年にとって明らかに不利益である。しかも、処分の前提に誤りが存在したとすれば、国は何

らの根拠もなしに少年に不利益を課すことになる。それは明らかに少年の人権に対する侵害である。第二に、上記の見解は少年審判のもつ理念の一面のみを強調する立場に立つものであり、また、「非行」と「犯罪」とを峻別することによって初めて説明が可能となるにすぎない。非行事実の大部分が犯罪である少年保護事件の現実からすれば⁴⁾、理念上はともかくも、少年は保護処分を刑事処分と同視し、また、審判手続についても、刑事手続と同様の手続だと感ずるであろう。それ故、「誤判」が生じた場合には、少年は不利益感情のみを抱くことにならう。したがって、審判手続あるいは保護処分を通じての健全育成など望むべくもないことにならう。むしろ、「誤判」を端的に不利益要因として承認し、その予防措置ならびに救済手段を用意しておくことが保護の理念に沿うものといえよう。

現行少年法制が再審制度を欠く第2の要因として家庭裁判所を少年審判所と同視した点をあげることができよう。すなわち、家庭裁判所の有する後見的・福祉的責務を行政機関である少年審判所の性格と結びつけ、少年保護事件においては、再審は不要だと考えたものと思われる。しかし、このような考え方は正当とはいい難いであろう。現行少年法の下で、家庭裁判所は少年事件処理の中核機関であり、少年保護の専門機関である。少年事件の全てが家庭裁判所を経由することにより、少年保護の迅速かつ統一的処理を図る一方、刑事政策と福祉的理念の統一が可能となるのである。法制上も、専門機関としての家庭裁判所の判断を重視し⁵⁾、その司法機関としての公正中立な判断を期待している。とりわけ、非行事実を実現化した少年の人格的欠陥＝要保護性の判断をなす家庭裁判所の役割は重大である。司法機関としての家庭裁判所には人権を擁護すべき責務が課せられているからである⁶⁾。家庭裁判所の少年審判所の理解はこのような家庭裁判所の性格を軽視するものである。しかも、そこでは少年の人権に配慮する姿勢を欠いている点も見逃すことはできない。そして、何よりも、旧少年法に連なる、家庭裁判所と少年審判所の性格の混同から生ずる家庭裁判所の行政機関の理解が批判されなければ

ばならないであろう。さらに、この見解の下では、保護処分利益性の強調と事件の効率的処理とが結びつきやすく、誤判を導き、少年の人権を侵害する恐れのあることも注意すべきであろう。それ故、ここでは司法機関としての家庭裁判所の権能を重視し、また、少年の人権擁護のために、少年法制においても再審が不可欠であることを強調すべきであろう。

ところで、少年審判に対する理解の不足あるいは少年審判の軽視が⁷⁾、法制定以来四半世紀以上も、少年保護事件における再審を論議することなく、また、法制度の不備を看過して来た要因であろう。しかし、近時、少年審判に対する関心の高まりと人権意識の高揚は、少年保護事件においても人権保障の必要性を自覚させるに至り、実務における法の運用においても、少年の人権擁護を前進させた。さらに、少年法改正作業も、その目的が少年の人権保障にあるとされることから、活発な論議を呼ぶことになった。そのような動きの中で、昭和58年9月5日最高裁判所は、いわゆる「柏の少女殺し事件」における再抗告審において、少年保護事件においても「再審」を容認する決定を下した⁸⁾。

他方、刑事裁判における白鳥決定を始めとする一連の再審決定は少年保護事件に対しても大きな影響を及ぼした。少年に課される保護処分が明らかに不利益処分であること、少年審判における「誤判」は刑事訴訟における誤判と何ら異なるものではないこと、少年の人権保障のため何らかの救済を図る必要のあることなどが改めて認識されたのである。実務における少年法第27条の2第1項の「再審」的運用もその一つの現われである。そして、前記最高裁決定は「現在、少年審判の実務においては、少年法27条の2第1項にいう『本人に対し審判権がなかったこと……を認め得る明らかな資料を新たに発見したとき』とは少年の年齢超過等が事後的に明らかにされた場合のみならず、非行事実がなかったことを認めうる明らかな資料を新たに発見した場合を含むという解釈のもとに、同項を保護処分の決定の確定したのちに処分の基礎とされた非行事実の不存在が明らかにされた少年を将来に向っ

て保護処分から解放する手続をも規定したものと運用する取扱いがほぼ確立されており、同項に関するこのような解釈運用は……十分支持することができる」とした。同決定により、少年法第27条の2第1項の「再審」的運用はさらに一步前進した。しかも同決定により、少年法制に欠ける再審制度は、不完全なものとはいえ、補填されたものといえよう。

〔注〕

- 1) 団藤重光・森田宗一・新版少年法・昭和43年・6頁。
- 2) 沼辺愛一「少年審判手続の諸問題」司法研究報告書第7輯1号・昭和29年・98頁も、「一件記録を見た上で審理に臨むことは場合により先入主にとられて誤判を招く虞があるのではなからうか」とされる。
- 3) 「少年手続はその結果保護処分が言い渡されるばかりか手続そのものが全体として保護の過程であって、その一つ一つの段階が刑事裁判ではなく国親思想に支えられている」（田宮裕「簡易手続の問題点」・特集「少年法改正の論点と批判」法律時報42巻13号・昭和45年・56頁）と考えられているのである。
- 4) 昭和57年度少年保護事件新受人員について見ると真犯はわずか0.7%にすぎない。なお、道路交通法違反事件が53.9%を占めるが、その90.6%が非反則事件である（「家庭裁判所事件の概況（二・完）」法曹時報36巻3号・昭和59年3月）。また、「『真犯』はもはや英米流の文字通りの『要保護少年』と見ることはできない」（中村護「少年審判における行為と人格」家庭裁判所月報31巻4号・昭和54年・1頁）であろう。
- 5) 例えば、抗告理由を特に重大なものに限定するとともに、抗告審に自判を認めず、必要的差戻を要求するもの一つの現われである。
- 6) 「審判は、其の終結処分をも含めて、裁判とは異り一の行政行為であるから、審判の確定は裁判の確定のごとく絶対的のものではない。……処分を為した当該庁たる少年審判所は事情の変更によって将来其の効果を失はしめる為の自己の自由裁量に依り、これを取消し又は変更することを得る（第5条）。この点に於て審判の確定は普通の行政処分の確定と同じく相対的である」（森山武一郎「少年法」新法学全集第20巻・昭和14年・67頁）制度の下で、少年の人権が十分に守られていたとは思われない。
- 7) 森田宗一「家庭裁判所と一事不再理」ジュリスト326号・昭和40年・5頁。
- 8) 昭和58年9月5日最高裁判所第三小法廷決定・判例時報1091号・3頁。

3 少年法第 27 条の 2 第 1 項の 意義と刑事再審

少年法第 27 条の 2 第 1 項は「保護処分継続中、本人に対し審判権がなかった……にもかかわらず、保護処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは……決定をもって、その保護処分を取り消さなければならない」と規定する。

前記最高裁決定は、同項を少年保護事件における「再審」規定として運用する際の基本的視点として、(イ) 少年に課せられる保護処分が少年の身体の拘束等の不利益を伴うものである以上、保護処分決定の基礎となる非行事実の認定については慎重を期さねばならず、非行事実が存在しないにもかかわらず誤って少年を保護処分に付することは許されないこと、(ロ) 誤って保護処分に付された少年の救済手段としては抗告権のみでは不十分であり、保護処分の決定が確定した後に保護処分の基礎とされた非行事実の不存在が明らかにされた場合においても何らかの救済の途が開かれていなければならないことの二点をあげ、同項に関する従来の解釈・運用を支持する。

ところで、「誤判」を原因とする保護処分から少年を救済するために少年法第 27 条の 2 第 1 項を「再審」的に運用する際には同項の「審判権」がまず問題となる。「審判権」の把握の差異が同項の「再審」的運用の可否を決定するからである。そして、「審判権」の意義を広狭いずれに考えるか、審判の対象をどう解するかにより、(イ)「審判権」を狭義に解し、家庭裁判所が少年事件について実体的調査・審判を行なう権限を指すものとし、審判の対象を要保護性のみとするもの¹⁾、(ロ) (イ)と同様に「審判権」を狭義に解しながら、審判の対象を非行事実および要保護性とするもの²⁾、(ハ)「審判権」を広義に解し、家庭裁判所が保護処分を有効に課しうる権限を指すものとし、審判の対象を非行事実および要保護性とするもの³⁾、(ニ)「審判権」を家庭裁

判所の実体法上の「保護権」と解し、審判の対象を非行事実および要保護性とすものなどの見解が生ずる⁴⁾。

「審判権」を狭義に解する(イ)(ロ)の見解においては、少年法第27条の2第1項の「審判権がなかった」とは、審判条件が欠如する場合を指すことになる。そして、(イ)においては非行事実の存在が審判条件に含まれるのに対して、(ロ)においては、審判条件を形式的に把握する結果、非行事実の存在は審判条件から除かれるところに差異が生ずることになる。それ故、(イ)の見解によれば同項は「再審」規定として運用可能であるのに対して、(ロ)に従えば同項は年齢誤認等の形式的審判条件の存在しない場合の救済方法にすぎず、事実認定の誤りを救済する再審と同様の機能をそこに含ませることは無理だということになる。

「審判権」を広義に解する(ハ)(ニ)の見解における「審判権がなかった」とは審判条件の欠如する場合および保護処分が付すべき実体的要件を欠く場合を指すことになる。そして、(ハ)においては、刑事訴訟における形式的訴訟条件・実体的訴訟条件に準じて、少年保護事件においても、形式的審判条件および少年法第3条の要件＝非行事実の存在の双方を審判に不可欠の要件とすることから、非行事実の不存在＝実体的審判条件の欠缺の明らかな場合にも、少年法第27条の2第1項の「再審」的運用は可能となる。他方、(ニ)における「保護権」は刑事訴訟の「刑罰権」に対応するものであり、少年に対して国家が保護処分を課す権限を指す。それ故、「審判権がなかった」とは、主として、実体法上の保護権がないのに誤って保護処分が付した場合をいうことになる。したがって、この見解によっても、同項の「再審」的運用は可能であり、少年の救済を図ることができる。

ここでの主要な問題は、同項を「再審」的に解釈し少年を救済することができるか否かであり、その際の争いの中心は非行事実の不存在を「審判権がなかった」ときに含ませ得るかどうかである。(イ)によれば、非行事実の存在が審判条件に含まれる結果、その不存在を「審判権がなかった」として、

同項を適用し、少年を救済することが可能となる。しかし、この説の難点は要保護性のみを審判の対象とするところにある。すなわち、少年保護事件において占める比重を考えれば、要保護性の重要性はいうまでもない。しかし、保護処分が、実質的に、刑罰に類似する機能を営んでいる点を軽視することは正当とはいいい難いであろう。保護処分が自由の拘束を伴う不利益であることは先の最高裁判決に述べられている通りである。また、非行事実の存在しないところに保護処分が存在し得ないことは人権保障の上からも当然である。したがって、要保護性判断の基礎にある非行事実を審判の対象から排除することは正当とはいいい難く、(イ)説はこの点から支持し得ないことになろう。

(ロ)は審判の対象を要保護性および非行事実と考える点では正当だといえよう。しかし、この説によれば、少年法第27条の2第1項を「再審」的に運用できない点で疑問がある。すなわち、同項を形式的審判条件の欠如する場合の救済規定にすぎないと考えことは、少年の人権を擁護する規定としては狭きに失するであろう。むしろ、実体的審判条件が欠如するにもかかわらず、誤ってなされた確定判決をも正すための規定だと考えるべきであろう。人権擁護の理念は、形式・実体を問わず、あらゆる判断の誤りから救済されることにより現実化するからである。それ故、「審判権がなかったとき」から実体的審判条件を排除する(ロ)説も正当とはいいい難いことになろう。

以上の点から、「審判権」を狭義に解する見解はいずれも採ることはできない。それ故、「審判権」を広義に解する(イ)あるいは(ロ)のいずれかに従って、少年法第27条の2第1項を「再審」規定として把握し、少年を「誤判」から救済すべきことになる。そして、少年の人権を擁護し、「健全育成」の理念を達成するために、次のように考えるべきであろう。

少年保護事件の審判手続は、一定の非行事実を理由に、少年を保護処分が付すための手続である。従来、保護処分は公共の利益であると同時に、少年にとっても利益であり、両者は対立関係にないものとされ、その不利益性は

軽視されて来たものといえよう。他方、少年保護事件においては、手続的厳格性は必要ではなく、むしろ、弾力的運用が可能な審判手続だからこそ、少年の健全育成が可能だと考えられ、ここに少年審判の長所があるものとされて来た。実際にも、手続の柔軟な運用により、多くの事件を妥当な結論に導いて来たものといえ得よう。しかしながら、保護処分が少年にとって利益だという点は単なる擬制にすぎないのではなからうか。身体を拘束され、行動の自由を制約された状態は、いかなる意味でも、利益だとはいい難いからである。真に非行を犯した少年については、「健全育成」の一過程として、保護処分を肯認することもできよう。しかし、この場合においても、保護処分が非行に対応する害悪だと考えてはならないことを少年に説得することは困難であろう⁵⁾。一般に、保護処分に付された少年は、自らの非行を自覚しているからこそ、自由の拘束をやむを得ないものとして容認するのである。少年は保護処分を利益だと考えているわけではないであろう。特に、大部分の保護処分は犯罪として現実化した非行事実を根拠に課される点を重視すべきであろう。それ故、保護処分は少年の「健全育成」のためであり、それは少年にとって決して不利益ではないとする少年法の理念は尊重すべきであるが、現実には、大部分の少年にとって、保護処分は犯罪を原因として科される「刑罰」であるという認識を避けることは困難であろう⁶⁾。したがって、もし、非行事実の存在しない少年を誤って保護処分に付すときは、極めて重大な人権侵害を犯すだけでなく、少年にとっては、法に対する信頼感を失わせる原因となり、反抗を助長することにもなる⁷⁾。

ところで、少年保護事件の審判においても「誤判」が存在し、再審の必要性が高いことは先に述べた。刑事再審の多くの事例と同様、少年保護事件においても「再審」事由としてその存在を否定する非行の他に、何らかの非行を行なっている場合が多く、裁判所も、比較的安易に、少年の要保護性を承認する傾向にあることは否定できないであろう。しかし、保護処分は特定の非行を原因として少年の要保護性を認定した結果に基づいて課されねばなら

ない⁸⁾。それ故、当該非行事実の不存在が明らかになった少年については、その要保護性判断の基盤のほとんどが失われることになる。少年の自由は一刻も早く回復されねばならず、同時に、少年の名誉の回復を図る必要もあろう。「無辜の救済」は少年保護事件においても、当然に、妥当する。少年法第27条の2第1項はこのような場合の救済規定である。すなわち、同項の「審判権」を①実体的調査・審判を行なう権限だと考えるか、②具体的保護処分を課す権限を指すと考えるか、③「保護権」として把握するのかはさておき、「審判権」を広義に解し、同項を少年保護事件における「誤判」の救済＝「再審」規定だと解する点で、(+)および(=)の説は正当だとい得よう。

司法機関としての家庭裁判所の権能からすれば、保護処分の要否を判断する中核に非行事実の存否が置かれることは当然であろう。そこでは、非行事実は単なる審判の前提条件にとどまるのではない。他方、保護処分を課する国家の権限を「保護権」と名づけることの当否は別として、非行のある少年に対し、国家は一定の処置をなす権限を有している。すなわち、国家は、固有の権限において、一定の非行を行なった者を処置する権限を有しているのであり、国家の有するこの権限は、成人犯罪者については刑罰権として発現する。それに対し、成人に達しない行為者については刑罰権と保護処分権とに分かれる。前者は成人の手続と同じ刑罰権の存否をめぐる手続が進行する。後者は、少年審判を通じて非行事実を認定し、行為者を保護処分に付すことにより、公共の利益と「健全育成」の両者を満足させようとする。換言すれば、保護処分は、非行を犯した少年の「健全育成」のため、国家の刑罰権が譲歩した結果であり、非行に対応する自由の拘束＝保護処分を少年に課すことによって、国家は秩序の維持を図り、他方で、少年の「健全育成」の要請も満たそうとするのである。誤った事実認定に基づいて保護処分に付された少年は、人権擁護のため、速やかに救済される権利を有しているのである。国家機関の誤った判断＝誤判から救済される権利は、その原因が手続的

要件であろうと実体的要件であろうと、選ぶところなく行使し得るはずである。そのための規定が少年法第 27 条の 2 第 1 項に他ならない。

ところが、同項の「審判権がなかったことの……明らかな資料を新たに発見したとき」とは、沿革的には、その主たる対象を、上記の結論とは異なり、形式的審判条件の不存在に置いていたものと考えられる⁹⁾。現行少年法は、戦後の一連の司法改革の一つとして制定され、また、アメリカ法の影響を否定することはできないとはいえ、行政裁判的理念の濃い旧少年法との連続性を随所に残している。とりわけ、手続的側面にその傾向が強く、昭和 25 年の改正により挿入された条文であるとはいえ、同項もその傾向は否定し難い。それ故、もっぱら、同項は手続的条件の不存在が明らかになった場合に少年を保護処分から解放すれば足りる意図の規定だと考えられないわけではない。しかし、現行憲法の下では人権はあらゆる利益に優先する。それ故、形式的審判権の存在を誤認した場合と実体的審判権の存在を誤認した場合とを区別することは妥当ではなく、いずれも、「誤判」による処分であることを承認し、少年の人権擁護のため、早急に少年を処分から解放すべきである。すなわち、ここでの主要な問題も、刑事訴訟同様、国家の誤った処置によって生じた人権侵害の状況を除去するための要件は何かである。その際、手続的条件と実体的条件とを区別することは正当ではないであろう。かつて、旧少年法の下で、少年審判所は決定機関であると共に執行機関であったことから、制度上、保護処分の取消・変更を自由に行なうことが可能であった。その主要な場は手続上の不備により保護処分に付された少年に対する手続の補填にあったものといえよう。これに対して、決定と執行を分離し、司法機関である家庭裁判所に保護処分の決定を委ねた現行少年法の下では、少年の人権保障を強化するため、旧少年法の下での「行政官庁」の「行政処分」とは異なる理念の下に立つことになった。そこで、少年法第 27 条の 2 第 1 項も手続上の瑕疵の補填のみをその目的とするのではなく、少年の人権を擁護するため、より広い適用領域を与えられることになったのである。す

なわち、同項の「審判権がなかったとき」とは、その主要な適用の場を、実体的条件＝非行事実の不存在に置くことになった。非行事実の不存在にもかかわらず誤って保護処分が付された少年は、国家により、何らの権限なしに人権を制約されているからである。少年は救済される権利を有しているのであり、権利追求の場を少年法第27条の2第1項は提供するのである。

なお、同項を少年保護事件における「再審」規定だと考える場合には次に述べる若干の点を明らかにしておく必要もあろう。

まず第一はその基礎に存在する理念の確認である。この点では刑事再審との共通性を指摘することができよう。すなわち、刑事訴訟における再審は、正義の実現＝実体的真実のために法的安定性を犠牲にする制度であり、その根底には公正な裁判を受ける被告人の憲法上の権利が存在する。他方、少年保護事件における「再審」も、無辜の少年が誤って保護処分が付されることのないよう、公正な裁判を受ける憲法上の権利の保障＝無辜の救済を目的とする人権擁護のための制度だと考えねばならない。従来、一方で、少年に課される保護処分の利益性＝健全育成を強調し、その不利益性＝人権の制約を過小に評価していたため、「誤判」による人権侵害の深刻さを看過して来たものといえよう。他方で、刑事再審を実体的確定力（法的安定性）と実体的真実との間の矛盾を調和するための制度だと理解し、国家の権威失墜を最小限に食い止めることが再審に課せられた基本的任務だと考えられて来た。それ故、刑事事件における再審は極めて限られた適用しかなされず、少年保護事件における「再審」も重要な課題とはされなかったのであろう。しかし、再審が人権擁護のための制度だとする近時の理解からすれば、少年保護事件における「再審」の重要性は刑事再審と何ら異なるところはない。誤った保護処分はいうまでもなく重大な人権侵害であり、少年の救済は早急になされねばならない。また、身柄の解放とならび、少年の名誉回復を考慮する必要もあるからである。なお、再審制度は、裁判手続がどのように精緻・厳密であっても、事実の認定においては誤りが避けられないことを前提とする

制度である。そこでは、一方で、人間が追究し得る能力の限界が、他方で、国家の有する刑罰権も基本的人権に対しては譲歩する必要があることが明らかとなる。そして、この理は、当然に、少年保護事件においても妥当する。すなわち、再審制度の基本理念である「無辜の救済」については刑事訴訟と少年保護事件との間では何らのちがいもないのである。

第二に再審申立の時期に関する差異が問題となる。すなわち、少年法第27条の2第1項は「保護処分継続中に……」と規定し、少年の救済を処分の継続中に限定するからである。これに対して、刑事訴訟法第441条は再審申立の時期に制約を設けない。すなわち、前者の主眼は少年の身柄の解放に置かれているのである。「根本的には、少年保護事件には事後的救済はなじまないと考えられていた」¹⁰⁾からであろう¹¹⁾。この意味で、同項は限定された「再審」とどまるものといえる。しかし、少年の人権を配慮すれば、同項をより再審的に解し、執行終了後の保護処分取消も、同項の類推により、可能だと考えるべきであろう。保護処分の有する現実の社会的評価からすれば、少年およびその関係者の名誉回復も軽視し得ないからである¹²⁾。

第三に、少年法第27条の2第1項は抗告申立権ならびに申立権者について何ら明示していないことから、同項を「再審」規定と解し、その実効性を高めるためには、これらの点を明確にすることが必要である。なお、抗告申立について前記最高裁決定は「非行事実の不存在を理由として保護処分の取消を求める申立に対し保護処分を取り消さないとした決定は、少年に対する保護処分を今後も継続することを内容とする家庭裁判所の決定であるから、同法24条所定の保護処分の決定とその実質を異にするものではない。これに……少年審判規則55条の趣旨をも加味して勘案すると、同法27条の2第1項による保護処分の取消を求める申立に対してされたこれを取り消さない旨の決定に対しては、同法32条の準用により、少年側の抗告が許される」とした。同項による保護処分の取消は家庭裁判所の職権事項であり、少年からの保護処分取消の申立は職権発動の端緒となるにすぎず、少年に申立権が

認められているわけではない。しかし、少年の申立があれば裁判所は理由の有無に関する判断を避けることは許されないであろう。それ故、従来、実務においては、取消事由があることを疑うに足る資料を発見したときの家庭裁判所の通知、少年側からの保護処分の取消の申立がなされると『保護処分取消事件』として立件し、審理のうえ、保護処分を取り消す必要がないと認めるときは『保護処分を取り消さない』という決定をし、通知人や申立人にその旨を告知する¹³⁾という処理がなされていた。これに対して、学説は、立法論としてはともかく、解釈論としては、少年法第27条の2第1項が保護処分の取消申立につき申立権の存在を明らかにしていないこと、同法第32条が「保護処分の決定」に対する抗告を許しているにすぎないことから、保護処分の不取消決定に対する抗告申立を消極的に解して来た。そして、従来、学説の大勢が同項の「再審」的運用を認めながらも、少年の申立権を消極的に解した理由は少年法に明文の規定を欠くところにあった。しかし、同項を少年保護事件における「再審」規定だと解するならば、従来の解釈を一步進め、少年に抗告を許すことが不可欠の要請であった。最高裁が従来の学説・判例を改め、少年に抗告申立を認めた理由は「少年の人権保障の見地から、少年を不当な保護処分から救済」しなければならないと考えたからに他ならない。最高裁は抗告申立権の根拠を同項の「……取り消さなければならない」に求めている。また、従来の判例との矛盾に苦慮しながらも、あえて同法第32条の準用を認めている。この点で最高裁の示した人権感覚を評価することができよう。そして、少年法第27条の2第1項の「再審」規定としての実効性も高められたものといえ得よう。

第四には同項と適正手続との関係を考えておく必要がある。少年審判はその全過程が保護の過程だといわれる。そして、そのようにいい得るためには訴訟的手続の要請される過程と福祉的過程の複合形態こそが望ましいものといえよう。そして、前者のみが同項との間で問題となり得るかに思われよう。しかし、司法機関である家庭裁判所には、当然、公正な手続による判断

が要求されている。とりわけ、法の適正手続＝デュー・プロセスによる人権擁護の要求に応える必要がある。少年保護事件においても審判の全過程を通じて法の適正手続の要請が貫徹する。「個別化され社会化された」手続であっても、デュー・プロセスの理念は不可欠である。保護処分が有効に機能し、少年の健全育成が達成されるためにも、また、「誤判」の防止のためにもかかる理念は必要である。しかしながら、それによってもなお、誤判は避けられないであろう。その場合の救済規定が少年法第27条の2第1項である。

〔注〕

- 1) 内藤文質「刑事処分か保護処分か」家庭裁判月報12号・昭和25年・159頁。他、初期の学説において比較的有力だったといえる。
- 2) 団藤・森田・前掲新版少年法・286頁。
- 3) この説が多数を占める。
- 4) 菊池信男・前掲「少年保護事件における“再審”」14頁などがかなり有力な見解である。
- 5) 小野慶二「少年保護事件における犯罪事実の意義」家庭裁判月報12号・昭和25年・142頁。
- 6) 豊田健「少年事件における事件単位の原則」家庭裁判所月報33巻9号・昭和56年・3頁。
- 7) 小野・前掲「少年保護事件における犯罪事実の意義」142頁。
- 8) 保護処分決定書には「審判を経た事件」として、保護処分の対象として特定された犯罪事実が記載され、その犯罪事実のみが少年法第46条の「審判を経た事件」とされる（昭和36年9月2日最高裁判所決定・刑集15巻8号・1501頁）。
- 9) 最高裁判所事務総局家庭局第三課「少年法等の一部改正について」家庭裁判月報3号・昭和25年・26頁。
- 10) 土本武司「少年保護処分に対する“再審”——昭和58年9月5日最高裁決定によせて——法律時報55巻11号・昭和58年・71頁。
- 11) 団藤・森田・前掲新版少年法・184頁は「立案者は、この取消は、保護処分の適格性ないし必要性がなく、その執行が無用のものと判断したときに行なうものと解し執行の終了後には取消の実益なしとみてこれを認めなかったものと思われる」とされる。
- 12) 「法27条の2においては名誉回復は不当執行救済の反射的效果にすぎない」（肥

留間健一「少年法 27 条の 2 の類推適用による不処分決定の取消し」家庭裁判所月報 35 卷 2 号・昭和 58 年・205 頁)のではなく、同項により、積極的に名誉回復を図ることができるものと解するべきであろう。

13) 土本・前掲「少年保護処分に対する“再審”——昭和 58 年 9 月 5 日最高裁決定によせて——・72 頁。

4 少年審判における誤判の防止

裁判制度において誤判が不可避であるとすれば、それによって生ずる人権の侵害を最小限に食い止めるための措置が必要となる。刑事訴訟においては、三審制の上に再審が用意され、審級を重ねることにより誤判を回避する一方、刑の確定後ないしは刑の執行終了後においても、誤判が明らかな場合の救済を図ろうとする。もちろん、少年保護事件においても、刑事訴訟同様、審級の利益は保障されている。しかし、刑事訴訟と少年審判の目的の差異、犯罪と非行の理念的区別、年齢区分のちがいが等に対応し、刑事訴訟において許容されるほど広い上訴は認められず、また、少年審判においては再審制度を欠いている。さらに、近代刑事訴訟法学の理論的成果の多くも、少年審判においては、その適用を制約されている。また、審判手続の構造も「個別化され社会化された」手続にふさわしく、訴訟手続に要求される厳格性を排除する。その上、手続関与者も制約される。上記の点を総合すれば、刑事訴訟に比べ、少年審判においては、事実認定を誤る可能性の高いことが予想されるにもかかわらず、少年法制が用意する救済措置は不十分だということになる。また、近代法に不可欠の人権に対する配慮も十分だとはいえない。いうまでもなく、人権はあらゆる利益に優先するのであり、少年審判においても常に人権擁護への配慮を欠いてはならない。他方、誤判は最も重大な人権侵害である。誤判を未然に防止することが最善の方法であることはいうまでもないが、不幸にして判決確定後に誤判であることが判明した場合には速やかにその救済が図られねばならない。そこで、以下においては、(1) 少年

審判において誤判の生ずる要因は何か、(2) 誤判を防止するための方策としてどのような点が考えられるかの二点に重点を置いて考えてみたい。

(1) 少年審判における誤判の要因　少年審判における誤判の要因を大別すれば、(イ) 少年の有する精神の未成熟さ、(ロ) 審判手続の非形式性、(ハ) 事実認定の厳格性の欠如、特に証拠評価のあいまいさをあげることができよう。

(イ) 少年の有する精神の未成熟さ　少年審判の目的である「少年の健全育成」は少年が可塑性に富むこと＝精神的に未成熟であるからこそ可能となるのである。しかし、少年の有する精神の未成熟さは、場合によっては、裁判官の判断を誤らせ誤判を生じさせる原因となるものと考えられる。すなわち、精神の未成熟は、しばしば、捜査段階における取調官への迎合性をもたらし、不任意な自白をなす恐れなしとしない¹⁾。そして、捜査官の有する自白への依存性は誤った自白に基づく非行事実の認定をひき起こす要因となる。その上、誤った捜査資料に基づく審判の恐れは、刑事訴訟以上に、少年審判においては大きいといえる。さらに、少年審判における職権主義は裁判官の有する捜査当局への親近感により誤判の可能性を増幅することになる。また、審判廷においても、少年はその精神的未成熟から、捜査当局と裁判官を同視し、捜査段階における不任意の自白を維持することにより、裁判官の判断を誤らせることもあろう²⁾。それ故、裁判官には少年の精神的特性を十分に理解し真実を見抜く力が要求されるとともに、捜査当局とは常に一定の距離を保っておくことが必要となろう。

(ロ) 審判手続の非形式性　少年審判の手続上の特色は、厳格な手続によらず、少年およびその関係者と裁判官とが少年の保護を目標に協力し合い、手続を進行させるところに存在する。少年法第22条も「審判は懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない」と規定する。ここでは少年審判の理念である「少年の健全育成」を達成するための場＝教育の場たるにふさわしい審判廷たることが期待されているのである。それ故、「少年審

判は公判とちがって、原則として、対審構造による訴訟の形式をとらず、その手続や審理の方式はことごとく裁判官の裁量と運用に委ねられている」のである³⁾。しかも、少年審判は単独の裁判官によりなされる。したがって、裁判官が少年審判についての十分な能力と少年に対する愛情を欠いている場合には、誤判の恐れが大きいものといえよう。ともすれば、手続の非形式性は拙速な手続と結びつきがちだからである。それ故、少年審判においても適正手続の要請を欠くことはできないことになる。裁判官は、誤判防止のため、また、司法機関に課せられた任務を全うするためにも、適正手続の保障に心掛けるべきであろう。

(イ) 事実認定の厳格性の欠如と証拠評価のあいまいさ 非行事実は少年の要保護性を徴憑する。しかも、その大部分は犯罪事実である。それ故、非行事実の認定には特別の慎重さが要求される⁴⁾。少年事件の大部分は捜査機関から家庭裁判所に送致される。そして、一般的に、捜査機関は非行事実を主眼に捜査を行なう。それ故、家庭裁判所に送致される大部分の少年について、その一件記録が少年にとって不利益な側面を強調したものであることは否定できないであろう。裁判官はこのような一件記録を読んで審判に臨むのである。その際、裁判官が検察官の主張を信頼する一方で少年に対する評価が厳しくなる傾向にあることも、従来指摘されて来た⁵⁾。いわば、裁判官は「有罪の予断」をもって審判に臨むことになる。ここに非行事実認定の厳格性が要求される要因がある。少年審判の有する手続の非形式性は裁判官による臨機応変の措置を可能にする。しかし、それは裁判官の恣意を許すものではない。他方、裁判官には少年の健全育成の方策を発見すべき責務が課せられている。裁判官は非行事実の認定について、刑事訴訟同様、白紙の状態で見つめることが要請されているのであり、それによってこそ、保護の正しい方策が見出し得るのである。そのためには非行事実認定における厳格性を欠くことはできない。そして、一件記録は、刑事訴訟における起訴状同様、捜査当局の主張にすぎず、非行事実の認定においては少年にとって有

利な証拠の発見に努力し、一件記録を十分に吟味することが要請される。なお、裁判官は一件記録と調査官の作成する社会記録とを総合して少年の要保護性を認定するのであるが、捜査当局の一件記録が少年に不利益な面を強調しやすいのに対し、社会記録は、少年個人の資質のみならず環境も含めて、一般に、少年の利益面に目を注ぎがちである⁶⁾。しかも、社会記録の性格から考え、それらは証拠に基礎を置くことなく記載されていることが多いものと思われる。ここにも事実認定を誤らせる要因が存在する。いずれにしても、家庭裁判所に提出される審判資料は事実認定の厳格性に対する配慮を欠いていることになる。その結果、事実認定の誤り＝誤判の可能性も大きいといえる。

さらに、少年審判においても、刑事訴訟同様、裁判官の有する自白への親近性が誤判に導く大きな要因であることも否定できない。厳格な証拠調べの手續が存在しない上に、自白があれば容易に非行事実を肯定するとすれば、問題は深刻である。しかも、自白があれば軽い処分、否認すれば重い処分に付することも皆無だとはいい難いのではなからうか。ここにも誤判の芽が存在することになる。

また、刑事訴訟にも増して、少年審判においては少年側の防禦の不十分さが誤判を導く大きな要因であろう。なるほど、少年審判においても附添人制度が用意され、少年側の防禦には配慮している。しかし、現実には、附添人の存しない事件が大多数を占める⁷⁾。それらの事件において、少年および保護者等が法律知識を有し、時宜に適した権利の主張をなし得たものとは思われない。それ故、少年の人権を擁護し、誤判を防止するためには、裁判所の有する人権擁護の責務を考慮してもなお、附添人制度の充実は不可欠だといえよう。附添人制度の整備によって、非行事実の認定も公正かつ厳正に行なうことが可能となり、少年の人権を擁護することができよう。

(2) 以上の点を考えれば、少年審判における誤判防止のため、特に次の二点が考慮されるべきであろう。一方は、非行事実認定において、刑事訴訟

法上の諸原則をどの程度まで適用し、認定の厳正さを確保すべきかであり、他方は、少年の精神的未成熟さへの配慮、特に少年の自白をどのように処理すべきかである。そして、それらは、いずれも、少年の人権を擁護する方向で解決されねばならない。

前者について、非行事実認定には、なによりも、手続の公正さ・厳格さが要請されることから、次の点が少年審判においても配慮されることになろう。① 非行事実の告知と弁解の聴取、② 黙秘権の承認とその告知、③ 証拠法則の適用、④ 自由心証主義、⑤ 非行事実認定における心証の程度、⑥ 附添人制度の充実。これらの点は、いずれも、少年の権利保護のためにも、また、誤判防止のためにも積極的に審判手続において適用されるべきであろうが、少年法の理念を逸脱することのないよう常に配慮されねばならないであろう。なお、少年法第14条・第15条における刑事訴訟法の準用規定は、実体的真実主義の要請から来る規定であり、それは同時に、誤判防止をも目的とするものである。そしてここには、非行事実認定に対する慎重な配慮が働いているのであり、また、事実認定手続の厳格性も要求しているといえよう。

後者については、少年法第22条の理念が重要である。少年の精神的安定は審判を公正に行なうための不可欠の条件だからである。また、少年審判においても最も重要な課題である自白の任意性・真実性を検証するためにも欠くことのできない条件といえよう。不任意な自白は刑事訴訟においても誤判要因の第一にあげられるが、少年審判においても同様だからである。しかもこの問題の根底には、裁判官の有する自白への親近感に加え、捜査機関への無批判の信頼が存在する。したがって、裁判官は、少年の自白の任意性を検証する際には、少年の精神的未成熟さに対する十分な理解をもつと同時に一件記録に含まれる少年の自白を、偏見なしに検証することにより、それが真実であるか否かを見抜くことが可能になろう。

なお、非行事実の認定において刑事訴訟上の諸原則の適用を必要とするこ

とから、ただちに、少年保護事件においても「訴訟構造」を要求することは短慮にすぎよう。「個別化され社会化された手続」は少年の全人格を的確に把握し、少年の保護を有効になすためには適切な方法だといえる。厳格な「訴訟構造」は必ずしも少年保護手続にとって有益だとはいえないであろう。また、少年保護の専門機関としての家庭裁判所の有する重要な機能であるケース・ワーク＝教育的・福祉的機能にとっても、「訴訟構造」は好ましいものとはいえないであろう。

〔注〕

- 1) 中谷和弘「少年審判における軽微事件の審理と処遇」判例時報 1066 号・昭和 58 年・7 頁。
- 2) それ故、「少年の自白は、非行事実認定の上で余り大きな比重を置くべきではなく、自白事件だからといって、非行事実の認定を軽んずることは許されない」（和田忠義「少年審判の運営について」法律時報 46 巻 4 号・昭和 49 年・121 頁）であろう。
- 3) 団藤・森田・前掲新版少年法・199 頁以下。
- 4) 家庭裁判所の事実認定が甘いため、捜査当局からの送致事実が容易に通過してしまう実情も指摘される（津田玄児「少年法制における人権侵害」法律時報 50 巻 8 号・昭和 53 年・38 頁）。
- 5) しかも、「否認することで刑事手続にまわされるとすれば、自白を強要することになるし、家庭裁判所の事実認定機能を自ら放棄しているといえる」（菊田幸一「少年保護事件に関する裁判例の再検討（3）」判例時報 997 号・昭和 56 年・13 頁）であろう。
- 6) 団藤・森田・前掲新版少年法・199 頁。
- 7) 一般保護事件における附添人選任率は毎年ほぼ 0.5% にすぎない（前掲「家庭裁判所事件の概況（二・完）」95 頁）。

5 おわりに

少年審判は、本来、争いの場ではなく、少年の保護にとって何が一番適切な措置であるかを探求する場である。そして、審判手続運用のほとんどを裁判所の判断に委ねているのは、それが少年審判の目的である福祉的・後見的

理念＝「少年の健全育成」を実現するのに最もふさわしいと考えられるからに他ならない。しかし、保護処分が少年の人権に対する重大な制約であること、手続の非形式性から生ずる事実認定のあいまいさが司法の公正さに対する信頼を動揺させることなどの点から、少年審判においても適正手続の保障を欠くことはできない。同時に、「誤判」が生じた場合の救済措置も要請される。

一方、誤った裁判によって自由を奪われあるいは社会的名誉を汚された者は、何人であっても、ただちに、自由と名誉を回復されねばならない。「無辜の救済」は少年保護事件における「誤判」によって保護処分に付された少年にも、当然に妥当し、少年はただちに救済される権利を有しているのである。しかし、少年法は「誤判」からの救済措置を十分に用意しなかったため、従来、必ずしも満足すべき処理がなされていたとはいえない。とりわけ、処分確定後、ないし、終了後の少年については、明文の規定を欠くことから、その救済が不十分であった。少年法第27条の2第1項が、前記最高裁判所判例により、少年審判における「再審」規定として肯認されたことにより、少年の救済は一步前進したとはいえ、同項によって少年審判における再審問題のすべてが解決するわけでは決してない。少年の人権擁護をより強化するためには立法措置が必要となろう。

「誤判」はいうまでもなくその未然回避が最善の策である。そのためには、刑事訴訟同様、まず、自白に合わせた事実誤認、捜査資料に依拠した審判が反省されねばならない。また、少年の人権よりも事件処理の効率性が優先する傾向にあることも否定し難い。ここにも誤判の芽が存在する。それ故、裁判所は、司法に課せられた責務を自覚し、人権擁護のため公正な審理を心掛けるべきであり、捜査当局に傾斜した審判の運用がなされる場合には、少年の人権は危殆に頻し、司法の公正さに対する信頼を失うことを常に自覚すべきであろう。人権擁護を欠くところに少年の「健全育成」もまた存在しないであろう。

司法機関としての家庭裁判所に課せられた責務は社会防衛機能を果たすと同時に福祉的・後見的機能を果たすことである¹⁾。「誤判」は前者の追求と効率的司法の要求が合致する場で多く発生するものと考えられる。また、後者への過度の傾斜は不十分な事実認定による保護処分を惹起する恐れなしとしない。それ故、少年審判においては両者の調和が重要な課題となるのである。そして、裁判所は少年の人権に配慮した審判の運用に心掛けることによって保護の理念を現実化すべきであろう。それが少年審判における適正手続の内容を成すのである。しかし、これをもってしても、「誤判」は避けられないであろう。それ故、少年審判においても、再審制度の充実は不可欠である。

〔注〕

- 1) 「社会防衛の要求が少年法の司法機能の本質的な内容の一部を形作るという見解が通説的理解」（守屋克彦「少年審判における司法機能と福祉機能」刑法雑誌 19 卷 3・4 号・昭和 48 年・179 頁）だといえるが、それは、本文で述べたように、保護処分の根拠となる非行事実の大部分が犯罪事実であることから、当然だといえよう。